

2023年5月25日

報道関係各位

富士急行株式会社

## 山中湖畔県有地に関する住民訴訟控訴審の判決について

本日、東京高等裁判所（松井英隆裁判長）において、山中湖畔県有地に係る住民訴訟控訴審（令和4年（行コ）第94号 損害賠償義務付け請求控訴事件）（以下「本訴訟」という。）の判決が言い渡され、控訴人（：一審原告。以下「控訴人」といいます。）の控訴は棄却されました。

昨年3月に甲府地方裁判所において、控訴人の請求が却下されたことに対し、控訴人が控訴したため、控訴提起から1年2ヶ月に亘り本訴訟が継続し、弊社は補助参加人として本訴訟に参加して参りました。本訴訟において、弊社と山梨県（以下「県」といいます。）との賃貸借契約（以下「本契約」といいます。）を違法無効と主張する控訴人及び控訴人に同調した県に対して、弊社は、本契約は有効であり、本契約における賃料は適正であるとの主張を行って参りましたが、今回の判決では、上記の通り控訴人の控訴を棄却するという判断がなされました。

なお、弊社と県が直接訴訟で争っていた令和3年（ワ）第71号 債務不存在等確認請求事件については、昨年12月に甲府地方裁判所にて判決が言い渡され、弊社の主張が全面的に認められ、勝訴致しております。県はそれを不服として控訴（令和5年（ネ）第171号 債務不存在等確認請求等控訴事件）致しましたが、控訴審は、本年4月17日に行われた第一回口頭弁論期日において、即日結審致しました。当該別件訴訟の控訴審につきましては、本年8月4日に判決言渡しが予定されております。

本訴訟の判決を受けて、弊社は、引き続き山中湖畔県有地の価値向上に努め、地域の発展に寄与して参りたいと存じます。

以 上

報道関係の皆様からのお問い合わせは

富士急行株式会社 社長室（広報） 0555-22-7113 までお願いいたします。